

五島市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月28日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

5五監第692号  
令和6年2月28日

五島市議会議長 木口利光様  
五島市長 野口市太郎様

五島市監査委員 橋本平馬  
五島市監査委員 荒尾正登

### 令和5年度定期監査（工事監査）結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和6年8月28日までに本職に通知ください。

#### 記

### 令和5年度定期監査（工事監査）結果報告書

#### 第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

#### 第2 監査の種類

定期監査（工事監査）

#### 第3 監査の対象及び範囲

1 対象部局 地域振興部スポーツ振興課 建設管理部建設課 総務企画部財政課

#### 2 監査の範囲

- (1) 工事名 五島市中央公園テニスコート整備工事
- (2) 工事場所 五島市三尾野町266番地1
- (3) 工事概要

#### ア 工事内容

- (ア) テニスコート整備 1式
- (イ) 擁壁工 L=188m
- (ウ) フェンス工 L=193m
- (エ) 排水施設工 L=155m
- (オ) 園路・休養施設工 1式

(カ) 運動施設工 L=1,580 m<sup>2</sup>

#### イ 契約内容

(ア) 契約金額 74,765,900円【落札率90.65% (対予定価格)】

(イ) 契約年月日 令和5年8月8日

(ロ) 工期 令和5年8月9日から令和6年3月8日まで

(ハ) 請負者 有限会社 重野組

(ニ) 工事進捗率 (令和5年11月30日現在) 55.0% (計画63.0%)

(ホ) 契約方法 一般競争入札

(ヘ) 設計業務委託

a 契約金額 4,235,000円【落札率86.52% (対予定価格)】

b 契約年月日 令和4年6月27日

c 履行期間 令和4年6月28日から令和4年10月31日まで

d 受注者 株式会社 オオバ長崎営業所

e 契約方法 指名競争入札

#### 第4 監査の着眼点

実地監査日時点の対象工事について、計画、設計、積算、契約、施工等が正確性、合規性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に執行されているか。

#### 第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、工事の技術面に関して公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、同協会から派遣された技術士による書類審査及び事情聴取を行った。また、技術士の現場検分と併せて実地監査を実施した。さらに、技術士による工事技術調査結果を参考にして、監査委員による監査を実施した。

#### 第6 監査の実施場所及び日程

監査の期間 令和5年9月6日から令和6年2月22日まで

##### (1) 実地監査

ア 実施場所 監査対象工事の施工場所

イ 日程 令和5年12月15日

##### (2) 講評会

ア 実施場所 市役所3階D会議室

イ 日程 令和6年2月22日

#### 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指導事項を除き、対象工事の計画、設計、積算、契約、施工等が正確性、合規性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に執行されていることが認められた。

なお、公益社団法人大阪技術振興協会から報告された調査結果は、別添「令和5年度

五島市工事技術調査結果報告書」のとおりである。

## 1 指導事項

### (1) 施工計画書について

施工計画書については、「共通仕様書」、「施工計画書作成の手引き」に従い作成されていた。施工方法の記載内容について、平面的な作業位置、機械配置図、既設相撲場の解体作業等の記載は不足していたものの、施工フローに従って、挿絵、略図等を挿入し、見やすく記載されていた。

施工計画書作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものであることから、施工計画書を受領する際は、監督員による十分な確認を行い、是正箇所があれば請負者に対し適切な指導を徹底されたい。

また、施工計画書の記述内容については、過去の工事監査においても技術士から改善を要望されている事項であるので、是正されたい。

(地域振興部スポーツ振興課 建設管理部建設課)

## 2 意見

事情聴取及び現場検分において、技術士から技術水準の向上のための提案がなされ、また、工事技術調査報告書においても、技術的な提案が記載されている。

その中には、

(1) 施設内の排水対策は、テニスコート面を透水性舗装、排水側溝は浸透水を集水する構造とし、排水柵は公園の既存施設と同型式の浸透柵構造としている。しかし、施設構造により集水面積が異なり排水量が変化することから、現場透水試験等を実施し、排水柵構造の適合性を検証しておく必要があった。また、流末部の暗渠管の構造等についても、詳細な調査が必要である。

(2) テニスコート面は人工芝を敷設する構造としているが、近年は、人工芝片等の「マイクロプラスチック」による海洋生態系への影響が懸念され、法律も制定されていることから、適切な対策が必要である。ガイドライン等を参考に人工芝片の流出防止対策を実施する必要がある。

(3) 建設工事では、設計成果品の良否が事業推進に大きく影響する。現地状況を加味した適切な設計成果品とするため、設計業務や設計照査を指導するとともに、設計成果品受領時に十分な審査を行う必要がある。良質な設計成果品は、事業の円滑な推進、事業予算の削減、設計変更業務の低減、担当技術者の労働環境改善等につながることから、設計成果品の受領時審査を適切に行われたい。

など、参考とすべき事項がある。そのほかにも施工上の具体的な提案が示されているので、これらを検証し、今後の工事施工に当たって留意されたい。

また、監査結果については、市全体で共有し、公共工事の品質確保に努められたい。  
(地域振興部スポーツ振興課 建設管理部建設課)

令和5年度  
五島市工事技術調査結果報告書

令和6年1月15日

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設・総合技術監理部門）

印藤 栄次

1. 調査実施日： 令和5年12月15日（金）
2. 調査場所： 五島市役所3階会議室及び当該工事現場
3. 監査執行者： 五島市監査委員事務局
- |             |       |
|-------------|-------|
| 監査委員        | 橋本 平馬 |
| 監査委員        | 荒尾 正登 |
| 監査委員事務局長    | 蓮本 光之 |
| 監査委員事務局監査係長 | 貞方 和市 |
4. 監査対象部局
- |       |                  |       |
|-------|------------------|-------|
| 総務企画部 | 部長               | 大賀 義信 |
|       | 財政課長             | 川上 敏宏 |
|       | 財政課契約管財班係長       | 西津 佳克 |
| 建設管理部 | 部長               | 針崎 善英 |
|       | 建設課長補佐兼土木班係長     | 田中 多恵 |
|       | 建設課都市計画課係長       | 川口 直史 |
|       | 建設課土木班主査         | 鍋内 利輝 |
| 地域振興部 | 部長               | 小田 昌広 |
|       | スポーツ振興課長         | 鍋内 秀明 |
|       | スポーツ振興課市民スポーツ班係長 | 保家 洋  |

## I. 調査の範囲および方法

工事技術調査は、技術的観点からの調査を主眼としているため、前回監査基準日以降、今回の調査実施日までの間に竣工、又は施工中の工事の中から抽出された工事について設計図書、積算、契約、特記仕様書、施工計画、施工管理、監理・監督、現場施工状況等の審査及び現場調査を関係職員の説明等を受けて実施した。

## II. 調査対象工事

工事件名 五島市中央公園テニスコート整備工事

### 1. 工事内容説明者

地域振興部スポーツ振興課市民スポーツ班係長 保家 洋  
建設管理部建設課都市計画係長 川口 直史  
建設管理部建設課土木班主査 鍋内 利輝

### 2. 工事概要

(1) 工事場所 五島市三尾野町 266 番地 1

(2) 背景と工事内容

五島市中央公園は、五島市の中心市街地に位置しており、「スポーツ愛ランド五島」を掲げる市のスポーツ振興と、市民の健全な心身を育む場として、開園 30 周年来、多くの市民に親しみ利用されている。また、豊かな緑に囲まれた景観は、市民の憩いの空間でもあり、島外を含め多様な交流の場としても使用されている。損傷の著しい相撲場を解体し、利用者の多いテニスコートに更新することで、施設の安全性向上や活用促進を図る目的で事業が行われている。

#### 工事概要

テニスコート整備	1 式
擁壁工	L=188m
フェンス工	L=193m
排水施設工	L=155m
園路・休養施設工	1 式
運動施設工	L=1,580 m <sup>2</sup>

(3) 工事請負会社 有限会社 重野組

(4) 設計業務委託 株式会社 オオバ長崎営業所

(5) 工事監理 直営

(6) 工期 令和 5 年 8 月 9 日～令和 6 年 3 月 8 日

(7) 事業費 設計額 (税込) 82,564,900 円

契約額 (税込) 74,765,900 円

落札率 90.6%

(8) 工事進捗率 55 % (令和 5 年 11 月末日) 計画 (63%)

### 3, 工事技術調査の所見

当該工事の設計図書、積算、契約、特記仕様書、施工計画、施工管理、監理・監督、現場施工等の各段階における技術的事項について、提示された書類等を調査するとともに、疑問点を関係者に質問するなどして調査を実施した。その結果、関係書類等はよく整理されていた。設計業務や施工計画書の作成等で注意すべき点はあるが、総合的には概ね良好であると判断された。また、現場の施工状態も良好であった。なお各段階における個々の技術調査内容は、以下に示す通りである。

### 4, 工事着手前における技術的調査事項

#### 4-1 計画・調査・設計

##### (1) 計画

中央公園内には、陸上競技場、野球場、テニスコート、多目的広場等の施設があり、多くの市民が利用している。開園から 30 年を経過し、老朽化が進行していることから、平成 28 年度より長寿命化計画を策定し、現在は第 2 期計画に沿って施設の改修事業を実施している状況である。

施設の利用状況では、テニス場は近年利用者が増加し、コート不足の状況となっており、管理道路を挟んで隣接する屋外相撲場は、平成 26 年から利用されていなかった。これらの状況から、損傷の著しい既存の屋外相撲場並びに周辺の緑化ブロックの撤去を行い、既存のテニスコートと同等機能を有するテニスコート 2 面及び観覧席、外周フェンスを整備し、一体的な管理を行うことで施設の安全性向上や活用促進を図る計画としている。老朽施設部分を利用者のニーズに合わせて改修しており、事業計画は適切な内容である。

(テニスコート利用者：令和 4 年度：18,661 人、令和 3 年度：13,640 人)

##### (2) 調査

現地調査を実施し、現況テニスコートの仕様、施設の配置状況、排水施設等の調査を行っている。また、施工の観点から工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の設置方法について調査を行い、施工計画を立案している。

##### (3) 設計委託業務

###### ア) 設計委託業務の入札・契約

当事業の設計業務は、令和 4 年度に「五島市中央公園テニスコート整備設計業務委託」として発注されている。入札は指名競争入札方式で行われ、10 者を指名し、5 者が応札し、株式会社オオバ長崎営業所が落札して業務を行っている。

(委託金額：4,235,000 円、工期：令和 4 年 6 月 28 日～令和 4 年 10 月 31 日)

###### イ) 設計委託業務の内容、実施事項

設計業務の特記仕様書は、適用仕様書、業務目的、提出書類等が記載されている。また、業務内容では実施する事項（現地調査、実施設計、撤去設計、工事費算出、施工計画書作成等）が記載されており、三者会議への協力も記載されている。



しかし、担当技術者（管理技術者等）の資格要件等が明確にされていない。設計業務の適切な履行、設計品質確保のために必要な事項である。技術者要件を適切に記載しておきたい。

業務計画書は、業務目的、作業内容、設計に適用する基準書類が記載されているが、「2、作業項目と内容」は、特記仕様書記載事項を転記したのみで、受注者としての具体的な実施方法が記載されていない。業務計画書は、設計業務共通仕様書（第1112条；業務計画書）に示される実施方針や成果物の品質を確保するための計画、主要機器類等について詳細に記載すべきである。また、作業執行体制は社内役職名のみでなく、技術者資格も併せて記載するよう指導されたい。

尚、設計報告書には、管理技術者・照査技術者の資格名（技術士：都市及び地方計画）が記載されていることを確認した。

#### (4) 設計

##### ア) 設計基準・設計資料等の整備状況及びその運用は適切か

設計は下記の基準書、仕様書等を使用して実施している。

都市公園法、同法施行令、同法施行規則

都市公園技術標準解説書（令和元年7月）（一社）日本公園緑地協会

屋外運動施設の設計指針（改訂版）（平成29年5月）

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成24年3月）国土交通省  
みんなのための公園づくり（改訂版）「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説（平成29年3月）（一社）日本公園緑地協会

その他関係法令、通達等

##### イ) 業務の目的に適合した設計となっているか

既存の屋外相撲場及び緑化ブロック擁壁を撤去し、既存のテニスコートと同等の機能を有するテニスコート2面を整備する計画である。テニスコートは「屋外体育施設の設計指針」に従い、公式試合の可能な基準に合わせて配置している（後方スペース8m以上、コート離隔5m確保）。また、人工芝は、4種類を比較検討し、摩耗減量・耐久性等から「サンドグラス T19（積水樹脂製）」を採用し、基面は砂の流出防止、排水効率等を考慮して透水性舗装としている。観覧席、立見席、外周フェンス等についても、敷地条件、既存施設との整合性等を考慮して計画している。また、フェンスの色については、公園内施設として修景やボールの視認性の確保等を考慮して深緑色としている。園路は、管理車両や歩行者の通行を考慮し幅4mとしている。これらから施設設計は、事業目的に合致した適切な設計が行われていると判断される。なお、ナイター施設については、別途建築で施工を計画している。

施設内の排水対策は、テニスコート面を透水性舗装、排水側溝は浸透水を集水する構造とし、排水柵は公園の既存施設と同型式の浸透柵構造としている。しかし、施設構造により集水面積が異なり排水量に変化することから、現場透水試験等を実施し、排水柵構造の適合性を検証しておく必要があった。また、流末部の暗渠管の

構造等についても、詳細な調査が必要である。テニスコート面は人工芝を敷設する構造としているが、近年は、人工芝片等の「マイクロプラスチック」による海洋生態系への影響が懸念され、法律も制定されていることから、適切な対策が必要である。ガイドライン等を参考に人工芝片の流出防止対策を実施する必要がある。

参照

海岸漂着物処理推進法：平成 21 年 7 月制定（平成 30 年 6 月改訂）

人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン（公財）日本スポーツ施設協会

#### ウ) 現場状況に適合した経済的な設計となっているか

施設の配置では南北に観覧席を設置した場合、公園境界の擁壁に接触することが判明したため、北側に観覧席を設置し、南側は立見席とするなど現場状況を考慮した設計を行っている。また、観覧席の設置計画では、座席の立ち上がり高を確保するため、擁壁構造を重力擁壁 2 案、ブロック積み 1 案を比較検討し、経済性からブロック積み擁壁を採用している。舗装工事では、再生資源の利用（再生クラッシャーラン、再生加熱アスファルト混合物）等の採用を行っている。適切な計画内容である。また、現地調査時に屋外相撲場の設置箇所、構造等を調査し、撤去工事の方法、工事用道路の設置場所等を詳細に検討し工事計画を立案している。

#### エ) 設計図面・数量計算書

設計図は平面図、横断図、詳細図と適切に作成されている。また数量計算は算出要領に従い適切に算出されている。

### 4-2 特記仕様書

特記仕様書は総則、施工、施工管理、再生資源、その他、施工条件及び砂入り人工芝特記仕様書に分けて記載している。記載内容も適用仕様書類、コンクリート仕様、段階確認事項、再生資源の利用等について詳細に記載されている。施工条件では週休 2 日制の適用、安全対策等が記載されている。また、特殊工事の人工芝の施工では、材料仕様、施工方法が指示されており、特記仕様書として過不足のない内容である。

### 4-3 積算内容

#### (1) 積算に用いた基準

積算は土木工事標準積算基準書（令和 4 年 10 月）に従い、適切に行われている。

#### (2) 歩掛及び単価表

単価採用期は、令和 5 年 4 月 1 日、単価地区は福江島である。人工芝は総額が 500 万円を超えることから特別調査を実施している。また、市場価格との乖離を把握するため 5 社より見積りを徴収し、これらを総合的に評価して最適単価を決定している。適切な対応である。また、人工芝敷設部材、審判台、門扉、ベンチ、テニスネット等の特殊資材等について見積もりを徴収し、規定に従って単価を決定している。芝張り工の歩掛・機械損料等についても見積り徴収し、規定に従って適切に単価

を決定している。今回の特別調査は、公的機関との調整ができなかったため、民間コンサルタント会社に委託している。公的機関の活用が困難な場合を想定し、公正な単価設定を行うため、市独自の特別調査の実施要領・手順等を定めておくことも必要な措置と考えられる。

### (3) 積算書の検算・照査、決裁

積算は担当者が行い、検算は課内の別人が行っている。適切な対応である。積算数量の算出では、がれき、木くず等が体積（m<sup>3</sup>）単位となっている。実施工数量と乖離した数量となる懸念があるため、重量での計測を併用して実施工数量で積算を行うよう配慮されたい。また、現場発生材（屋根材）等の数量把握と戻入措置を適切に行われたい。

## 4-4 契約事務

### (1) 入札状況

工事起案は令和5年6月8日に行われている。入札公告は令和5年7月3日に行われ、入札は令和5年8月1日に実施されている。建設業法で規定される見積期間（15日）は確保されている。入札前の質問は特にない。入札は一般競争入札で行われ、13者が応札している。入札の結果、有限会社重野組が90.6%で落札している。起案～公告～入札は規定に従い適切に実施され、書類も整備されている。

### (2) 契約書及び関係書類

契約は規定に従い適切に実施されている。保証関係は下記の会社が行っている。

前払金保証会社：西日本建設業保証株式会社

履行保証会社：西日本建設業保証株式会社

契約後の工事カルテ登録、建退共への加入等は適切に行われている。

法定外労災保険は、建設業福祉共済団に加入している。

## 5、工事着工後における技術的調査事項

### 5-1 工事測量・設計図書の照査

着手前の工事測量は実施後報告書が提出されている。設計図書の照査では、廃棄物処理について質疑が提出され、適切な回答が行われている。

### 5-2 施工体制について

現場管理体制は、主任技術者に1級土木施工管理技士を配置し、現場代理人と兼務する体制としている。施工体制は、舗装工事、人工芝張り工事等で下請契約を結んでおり、施工体制台帳等が提出されている。

### 5-3 施工計画書

施工計画書は「共通仕様書」「施工計画書作成の手引き」に従い作成されている。施工方法は施工フローにしたがって、挿絵、略図等を挿入し、見やすく記載している。しかし、平面的な作業位置、機械配置図等が記載されていない。また、既設相撲場の解体作業等も記載がされていない。施工計画書には、現場状況を加味した具体的な施工方法・施工手順及び仮設工事計画等を詳細に記載するべきである。

緊急時の体制、交通管理、環境対策、作業環境整備等は適切な内容で記載されている。施工管理計画では、工程管理で15%をフォローアップ基準として管理し、出来形管理では社内基準を基準値の80%と定めて管理を行っている。またテニスコートの品質管理、出来形管理は、特記仕様書の基準及び「テニスコートの建設マニュアル」（日本テニス協会）、「屋外体育施設の建設指針」（日本体育施設協会）、人工芝メーカーの通達により管理を行う計画である。写真管理計画も適切に定めており、施工管理計画として適切な内容である。なお、施工体系図、安全管理体制等の記載が労働安全衛生法等の規定に従っていないため、適切な表記となるよう改められたい。

施工計画書は、現場施工の基準となるものである。目次に対応したページを付して閲覧しやすく編集し、実施工で活用できるように作成されたい。

#### 5-4 品質管理

##### ア) 材料関係

使用資材は、試験成績表、品質規格書、配合表、カタログ等を事前に提出し、確認を受けて使用している。生コンクリートは水セメント比(W/C)を確保するため、ランクアップした配合を使用している。適切な対応である。

##### イ) 品質関係

コンクリート強度試験等が適切に実施されており、品質管理図表の作成も適切に行われている。

##### ウ) 出来形管理・写真管理

擁壁工・ブロック積み等の出来形は、施工後逐次測定を行い、測定データ等が適切に整理されている。測定値は規格値を満足しており、出来形管理図等の作成も適切に行われている。写真管理も計画に従い撮影し整理・保存されている。

##### エ) 安全・環境管理

安全管理では、日常管理（作業打合せ、TBM）等が適切に実施されており、記録も整理されている。安全教育訓練等の記録は実施後、報告書が提出されている。

#### 5-5 産廃処理

当工事では、舗装殻、コンクリート殻、木くず・廃材、がれき、撤去人工芝等が発生している。これらの処理は、特記仕様書の規定に従い適切に行われている。また処理数量については、重量測定を行い記録を整理している。建設発生土についても適切に処分を行っている。

#### 5-6 記録

適切に行われており、特に問題点はない。

### 6, 現場調査について

#### 6-1 工程調査

詳細工程表は施工計画書に添付され、月毎の進捗は実施工程表として管理されて

いる。工事は調査時点で55%進捗（計画63%）している。若干の遅延はあるが特に問題点はない。

## 6-2 施工状況

現場施工は施工計画書に従って施工が行われている。施工完了している構造物は良好な仕上がり状態である。

外周擁壁にフェンスを設置する計画のため、4号擁壁工天端に支柱用の箱抜きを設けている。しかし、施工時に鉄筋が支障したため、鉄筋を切断して箱抜きポイド管を設置している。鉄筋の切断は、将来的にひび割れ等の要因等となるため補強対策等を適切に行った上で切断する必要がある。注意されたい。今後施工を行う観覧席のコンクリート仕上げ面、排水勾配等は、仕様を十分に検討して施工されたい。

## 6-3 技術者資格

主任技術者は工事内容に応じた有資格者が配置されている。作業に必要な有資格者は施工計画書及び現場掲示板に記載している。

## 6-4 安全管理

安全施工サイクル表、玉掛機材の点検、合図表、緊急連絡表、TBM記録表、作業内容等の掲示が適切に行われている。また、公園利用者に配慮した現場の安全標識、防護柵等も適切に設置されている。

建設業許可票、建退共加入票等の必要な掲示物は、事務所前の掲示板に掲示されている。工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の責任者の名称、労災保険成立票の記載内容に錯誤がある。規定に従った適切な内容となるよう修正されたい。

## 6-5 環境管理

環境対策は、施工計画書に従って実施している。

## 7, 監督職員による検査及び立会について

### 7-1 段階確認検査及び立合

段階確認は立会等を適切に実施しており、記録も整理されている。

### 7-2 設計変更

現段階では設計変更は実施していない。

## 8, 付加価値を向上させる提案

建設工事では、設計成果品の良否が事業推進に大きく影響する。現地状況を加味した適切な設計成果品とするため、設計業務や設計照査を指導すると共に、設計成果品受領時に十分な審査を行う必要がある。良質な設計成果品は、事業の円滑な推進、事業予算の削減、設計変更業務の低減、担当技術者の労働環境改善等につながることから、設計成果品の受領時審査を適切に行われたい。



全景 (1)



全景 (2)



現場掲示板



擁壁工 (支柱箱抜)